

平成 26 年 2 月 12 日

公益社団法人 日本精神神経学会
理事長 武田 雅俊

外来患者自殺事故損害賠償請求事件について

独立行政法人国立病院機構仙台医療センターに通院していた患者が自殺を図り、その後死亡した件について、家族らが同機構を相手取って損害賠償請求訴訟を起し、平成 21 年 8 月 31 日に仙台地方裁判所で第 1 審、平成 22 年 6 月 24 日に仙台高等裁判所で控訴審の判決があった。いずれも同センター医師らの過失ないし債務不履行を認め、賠償金の支払いを命じたものであった。上告はなされず、この判決は確定した。

当学会は、平成 22 年 4 月 5 日にもこの問題に関連して見解を表明したところであるが、今回、精神科医療の専門家としての視点から検討した。判決文が公表されていないなどの事情に鑑み、詳細は明らかにできないが、同センター医師らに医療従事者としての裁量を逸脱したような瑕疵は認められなかった。同センター医師らの、本人の精神医学的診断やリスク評価等についての、専門的観点からの主張が、十分に法廷の場で理解される形とならなかったことも相俟って、裁判所の判断が大きな疑問を残させるものとなったことはきわめて遺憾である。

いずれにせよ、本件は、この自殺企図に至るまでに外来診療継続上のさまざまな問題があったこと、外来診療の最中に患者が診察室を出てしまい数時間後にセンターの建物内で自殺を図ったこと、その間センター職員、本人、家族の間で電話等で種々のやりとりがあったこと等、かなりの特殊事情が折り重なって作り出されたもので、この判決の結論は、外来精神科医療一般に適用されるべきものでは断じてない。

全ての学会員、臨床家は、この判決にかかわらず、日々行っている実践を、萎縮することなく継続して行うべきである。

当学会としては、亡くなられた患者様に改めて哀悼の意を表するとともに、今後とも精神科医療の課題に一層取り組んでいく所存である。

以 上